

国立大学法人和歌山大学公開講座講習料の額に関する内規

制 定 昭和55年 5月 2日

最終改正 平成16年12月 2日

- 1 公開講座を受講しようとする者は、受講申込みの際講習料を納付しなければならない。
- 2 公開講座の講習料の額は、別表のとおりとする。ただし、高校生を対象とした大学開放講座の講習料の額は、別表の額にかかわらず3,000円とする。
- 3 納付された講習料は、返還しない。

附 則

この内規は、昭和62年4月10日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第118号）

この改正内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月2日一部改正：法人和歌山大学規程第351号）

この改正内規は、平成16年12月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(別表)

1 講座当たり時間数		公開講座講習料
	5時間以下	5,200円
5時間を超え	10時間以下	6,200円
10時間を超え	15時間以下	7,200円
15時間を超え	20時間以下	8,200円
20時間を超え	25時間以下	9,200円
25時間を超え	30時間以下	10,200円
30時間を超え	35時間以下	11,200円
35時間を超え	40時間以下	12,200円
40時間を超え	45時間以下	13,200円
45時間を超え	50時間以下	14,200円
50時間を超え	55時間以下	15,200円
55時間を超え	60時間以下	16,200円
60時間を超え	65時間以下	17,200円
65時間を超え	70時間以下	18,200円
70時間を超え	75時間以下	19,200円
75時間を超え	80時間以下	20,200円
80時間を超え	85時間以下	21,200円
85時間を超え	90時間以下	22,200円
90時間を超え	95時間以下	23,200円
95時間を超え	100時間以下	24,200円
100時間を超え	105時間以下	25,200円
105時間を超え	110時間以下	26,200円